

Ⅲ 企画提案書等作成要領

第Ⅰ 趣旨

この要領は、原城跡世界遺産センターキャッシュレス対応券売機等導入契約の締結にあたり実施するプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施要領に定める企画提案書その他必要書類（以下「提案書等」という。）の作成要領を定める。

第Ⅱ 業務の目的及び対象とする施設の概要

Ⅰ 業務の目的

南島原市では、現在、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「原城跡」の本質的価値の理解促進と地域振興を図るために、南島原市原城跡世界遺産センター（仮称。以下「世界遺産センター」という。）の整備を進めている。

世界遺産センターは、「原城跡」のガイダンス施設を核として、地元特産品等の販売施設、観光情報の発信・案内施設等をもって構成する複合施設で、市内の文化・観光資源の周遊性を高めるための機能を兼ね備えた本市の拠点施設として位置付けており、供用開始の時期は、令和9年3月を予定している。

世界遺産センターの運営は、市の直営とし、ガイダンス施設の管理及び観光情報の発信・案内等の業務を民間事業者に委託する予定である。また、物産販売施設は、テナント入居者による運営を予定している。

原城跡世界遺産センターキャッシュレス対応券売機等導入（以下「本業務」という。）は、世界遺産センターの効率的・安定的な運営、来場者の便益向上及び世界遺産センターに従事する職員の負担軽減を図ることを目的とする。

Ⅱ 業務の対象とする施設の概要

（Ⅰ）施設の名称及び位置

本業務の対象とする施設の名称、位置及び概要は、次のとおりである。

- ① 名称 南島原市原城跡世界遺産センター（仮称）
- ② 位置 南島原市南有馬町乙1847番地1

（Ⅱ）施設の概要

世界遺産センターは、原城跡の本質的価値の理解促進及び地域振興を図るために設置する施設で、「原城跡」のガイダンス施設を核として、地元特産品等の物産販売施設及びイベント交流、観光情報の発信・案内施設等の便益施設をもって構成する複合施設である。

なお、世界遺産センターは、現在建設中で、令和9年3月までに供用開始する予定である。

- ① ガイダンス施設（展示室、サテライト展示コーナー、収蔵庫その他のガイダ

ンスに関する施設)

- ② 物産販売施設(売場、厨房、事務室その他の地域特産物等の製造、保管、販売、情報発信に関する施設)
- ③ 便益施設(イベント交流ゾーン、マルシェゾーン、観光案内、トイレ、駐車場その他の来場者の便益に関する施設)

第3 企画提案等の作成にあたっての条件

提案書等は、次に記載する要件を仮定して作成すること。

I ガイダンス施設の入場料、入場者数等

(1) 設定する入场料

ガイダンス施設の入場料は、次の表のとおりとする。なお、ガイダンス施設において特別の展示を行う場合、入场料とは別に特別入場料を定め、徴収することがある。

入場者の区分	入 場 料		備 考
	個 人	団 体	
1 大人	1 人 800円	1 人 600円	消費税等10%を含む。
障がい者等	1 人 400円	1 人 300円	同上
2 高校生	1 人 500円	1 人 400円	同上
障がい者等	1 人 200円	1 人 100円	同上
3 小・中学生	1 人 400円	1 人 300円	同上
障がい者等	1 人 200円	1 人 100円	同上

(2) 入場者数及び入場料

- ① ガイダンス施設の年間の入場者数及び入場料並びに月間の入場者数及び入場料は、次の表のとおりとする。特別の展示を行う場合の入場者数と入場料は、見込まない。

区 分		年間入場者数 (月間入場者数)	年間入場料 (月間入場料)
全 体		40,000 人 (3,333 人)	25,800 千円 (2,150 千円)
うち入場料の納付対象者 ※ 入場料が無料及び免除対象者を除く。		36,000 人 (3,000 人)	25,800 千円 (2,150 千円)
決 済 区 分 別	現金決済	12,000 人 (1,000 人)	8,600 千円 (717 千円)
	キャッシュレス決済 (M I N Aコイン決済を除く。)	18,000 人 (1,500 人)	12,900 千円 (1,075 千円)
	M I N Aコイン決済	6,000 人 (500 人)	4,300 千円 (358 千円)

2 イベント交流ゾーン及びマルシェゾーンの使用料、使用者数等

(1) 設定する使用料

イベント交流ゾーン及びマルシェゾーンの使用料は、次の表のとおりとする。
なお、当該使用料の額は、利用枠数・面積及び日数により変動する。

区 分	使 用 料	備 考
1 イベント交流ゾーン	1 枠につき 1 日 1,000円	消費税等 10%を含む。
2 マルシェゾーン	1 平方メートルにつき 1 日 100円	同上

(2) 利用者数及び使用料

イベント交流ゾーン及びマルシェゾーンの年間の利用者数及び使用料並びに月間の利用者数及び使用料は、次の表のとおりとする。

区 分		年間利用者数 (月間利用者数)	年間使用料 (月間使用料)
全 体		360 人 (30 人)	360 千円 (30 千円)
うち使用料の納付対象者 ※ 使用料の免除対象者を除く。		360 人 (30 人)	360 千円 (30 千円)
決 済 区 分 別	現金決済	300 人 (25 人)	300 千円 (25 千円)
	キャッシュレス決済 (MINAコイン決済を除く。)	対象外	対象外
	MINAコイン決済	60 人 (5 人)	60 千円 (5 千円)

3 書籍その他物品の販売代金、購入者数等

(1) 設定する販売価格

書籍その他物品の販売代金は、次の表のとおりとする。

書籍その他物品の名称	販売価格	備 考
1 書籍 A	1 冊 1,100円	消費税等10%を含む。
2 書籍 B	1 冊 968円	同上
3 御城印	1 枚 330円	同上
4 絵はがき	1 冊 630円	同上
5 そうめん	1 箱 1,080円	消費税等8%を含む。

(2) 販売件数及び販売代金

書籍その他物品の年間の販売件数及び販売代金並びに月間の販売件数及び販売代金は、次の表のとおりとする。

区 分		年間販売件数 (月間販売件数)	年間販売額 (月間販売額)
全 体		2,400 人 (200 人)	2,640 千円 (220 千円)
うち販売代金の納付対象者 ※ 販売代金の免除対象者を除く。		2,400 人 (200 人)	2,640 千円 (220 千円)
決 済 区 分 別	現金決済	1,800 人 (150 人)	1,980 千円 (165 千円)
	キャッシュレス決済 (M I N Aコイン決済を除く。)	対象外	対象外
	M I N Aコイン決済	600 人 (50 人)	660 千円 (55 千円)

4 導入機器別の利用可能な品目及び決済手段

キャッシュレス対応券売機及びP O Sレジスターにおいて利用可能な品目及び決済手段等は、次の表のとおりとする。

導入機器	利用可能な品目	利用可能な決済手段		
		現 金	キャッシュ レス決済 (M I N Aコイン 決済を除く。)	M I N A コイン決済
キャッシュレス対応 券売機	・入場券	利用 可能	利用 可能	(不可)
P O Sレジスター	・入場券 ・イベント交流ゾーン及 びマルシェゾーンの 使用料 ・書籍その他物品の販売 代金	利用 可能	(不可)	利用 可能

第4 提案書等の様式、記載要領等

Ⅰ 企画提案書

(1) 様式

様式5を用いること。ただし、記載要件を満たしていれば任意様式でも可能とする。

(2) 記載要領

① 基本的事項

ア 企画提案書は、日本工業規格A4版(一部A3版資料折込使用可)サイズとし、片面のみ用いること。

イ 表紙の提案者名は、企画提案書等の提出書(様式4)に記載した商号又は名称を記載すること。

ウ 必要に応じて、写真、イメージ図等の使用及びカタログ等の添付を可とする。

② 記載項目、記載内容等

記載する項目は、次のアからクまでの項目とし、各項目において想定される記載内容及び使用する頁数は、次のとおりとする。なお、記載内容及び頁数は、想定又は目安であり必須ではない。

ア 導入機器の全体ネットワークの構成

(ア) 想定される記載内容

- α キャッシュレス対応券売機、POSレジスター及びPOSシステム（周辺機器を含む。）のネットワーク構成のイメージ図

(イ) 使用する頁数の目安

1 頁以内

イ キャッシュレス対応券売機及びその周辺機器

(ア) 想定される記載内容

- α キャッシュレス対応券売機の型式及び外形寸法（幅、奥行、高さ）
- β 周辺機器の名称及び型式
- γ 機器の外形・色彩がイメージできる写真の使用し、又はカタログ等（写し）を添付
- δ 操作パネルのホーム画面及びメニュー画面のイメージ図
- ε 券売機において発行する入場券等のイメージ
- φ 機器の特質
- θ キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済）の方法に対応できるブランド（MINAコインを除く。）の名称
- h 想定するキャッシュレス決済代行業者の名称及び所在地
- i その他提案者において記載が必要と判断する事項

(イ) 使用する頁数の目安

7 頁以内（カタログ等の添付書類を除く。）

ウ POSレジスター及びその周辺機器

(ア) 想定される記載内容

- α POSレジスターの型式及び外形寸法（幅、奥行、高さ）
- β 周辺機器の名称及び型式
- γ 機器の外形・色彩がイメージできる写真を使用し、又はカタログ等（写し）を添付
- δ 操作パネルのホーム画面及びメニュー画面のイメージ図
- ε POSレジスターにおいて発行する入場券、販売代金領収書等のイメージ図
- φ 機器の特質
- θ その他提案者において記載が必要と判断する事項

(イ) 使用する頁数の目安

5 頁以内（カタログ等の添付書類を除く。）

エ POS システム

（ア）想定される記載内容

- α 日計、月計、累計及び決済手段（現金決済、キャッシュレス決済）別計などの集計するグループ
- b 入場券その他物品等の販売ジャーナルの保存媒体及び保存期間
- c 販売データ、集計データの出力方法、媒体の種類等
- d 操作パネルのホーム画面及びメニュー画面のイメージ図
- e システムの特質
- f その他提案者において記載が必要と判断する事項

（イ）使用する頁数の目安

5 頁以内

オ 機器の保守等

（ア）想定される記載内容

- α 操作説明及び操作研修の内容、時間及び実施回数
- b 現金盗難防止等の物理セキュリティ及び不正アクセス防止等の情報セキュリティの方法
- c 導入機器等の不具合、故障、操作支援等の問合せに対応する窓口の名称、対応時間等
- d 導入機器等の保証期間
- e その他提案者において記載が必要と判断する事項

（イ）使用する頁数の目安

3 頁以内

カ 導入スケジュール

（ア）想定される記載内容

- α 令和 8 年 10 月下旬に契約を締結すると仮定し、令和 9 年 3 月末までの期間とすること。
- b 作業工程等が分かりやすいように項目を設け、必ず次の項目を反映させること。
 - （α）機器の設置日、仮稼働日及び運用開始日
 - （b）券売機操作パネルのホーム画面及びメニュー画面の確認日
 - （c）レジスター操作パネルのホーム画面及びメニュー画面の確認日
 - （d）キャッシュレス決済代行業者（候補者）の決定日
 - （e）操作説明及び操作研修の実施日

（イ）使用する頁数の目安

2 頁以内

キ 主な購入機器等の要件確認

様式に記載した要領に留意して記載すること。

ク 提案事項

(ア) 想定される記載内容

- α 仕様書に記載するもののほか、将来的に本市にとって有益な運用方法、拡張性等の提案

(イ) 使用する頁数の目安

2 頁以内

2 提案金額の見積書

(1) 様式

任意の様式（日本工業規格 A 4 版サイズ）とする。

(2) 記載要領

- ① 見積書には、見積り年月日、宛名（南島原市長）、商号又は名称、代表者職氏名、所在地を記載し、社印及び代表者印を押印すること。

- ② 件名は、「原城跡世界遺産センターキャッシュレス対応券売機等導入」とすること。

- ③ 見積金額は、キャッシュレス対応券売機、POSレジスター、POSシステム及びこれらの周辺機器、操作説明書の納入、並びに機器等の搬入、据付、初期設定、動作確認、仮可動・本可動立会、操作説明・研修等の機器等の本可動までに要する全ての経費を含めて算出すること。ただし、次の経費は、見積り額に含めないこと。

ア インターネット通信環境の整備（LAN回線敷設を含む。）に要する経費

イ 機器等の可動に要する電源の工事費

ウ キャッシュレス決済に係る加盟店登録に要する経費

- ④ 値引き額は、記載しないこと。

- ⑤ 見積書には、見積金額の内訳（根拠）が判別できるよう詳細に記載すること。

3 ランニングコストの見積書

(1) 様式

任意の様式（日本工業規格 A 4 版サイズ）とする。

(2) 記載要領

- ① 見積書には、見積り年月日、宛名（南島原市長）、商号又は名称、代表者職氏名、所在地を記載し、社印及び代表者印を押印すること。

- ② 件名は、「原城跡世界遺産センターキャッシュレス対応券売機等ランニングコスト」とすること。

- ③ 見積金額は、導入機器等の本稼働後の可動・運用及び維持管理（保守業務を含む。）に要する全ての経費（トランザクション費用等のキャッシュレス決済に係る経費を含む。）を含めて算出すること。ただし、次の経費は、見積り額に含めないこと。

ア キャッシュレス決済に係る決済手数料

イ 電子地域通貨「M I N Aコイン」の決済手数料

ウ 通信回線使用料・通信料プロバイダー料等のインターネット回線の利用に係る費用

- ④ 見積金額は、年間に要する経費の金額を記載すること。また、可能な限り、月間に要する経費の金額を併記すること。
- ⑤ 値引き額は、記載しないこと。
- ⑥ 見積書には、見積金額の内訳（根拠）が判別できるよう詳細に記載すること。

4 業務の実施体制

（１）様式

様式６を用いること。

（２）記載要領

備考欄に記載した事項に留意して記載すること。

5 提案者の会社案内（パンフレット）

提案者の会社案内用のパンフレット又はホームページの写しとする。ただし、提案者が会社案内用のパンフレット、ホームページを作成していない場合は、提出を要しない。

6 協力事業者の会社案内（パンフレット）

協力事業者の会社案内用のパンフレット又はホームページの写しとする。ただし、業務の実施体制（様式６）の協力事業者の項に記載がない場合又は当該事業者が会社案内用のパンフレット、ホームページを作成していない場合は、提出を要しない。

7 類似業務の実績

（１）様式

様式７を用いること。

（２）記載要領

備考欄に記載した事項に留意して記載すること。

8 実績を証明する書類

類似業務の契約実績（様式７）に記載した業務のうち、契約金額の高い上位３件に係る契約書等の業務実績を確認できる書類の写しとする。